しんきんフリーローン（1／2）

令和５年１０月２日現在

１．商　品　名	しんきんフリーローン
２．ご利用 いただける方	以下の条件をすべて満たす個人の方 ・当金庫の営業地域にお住まい、またはご勤務（営業）の方 ・お申込時年齢が満２０歳以上で、最終返済時の年齢が満７５歳以下である方 ・保証会社の保証を受けられる方 ・当金庫に普通預金口座をお持ちの方 ・当金庫において、犯罪収益移転防止法上の取引時確認が未済でない方
３．お使いみち	お使いみちはご自由です おまとめ資金・事業資金にもご利用できます
４．ご融資限度額	５００万円以内（１万円単位）
５．ご利用期間	３ヵ月以上１０年以内（１ヵ月単位）
６．ご融資利率	固定金利　年３．２５％　年５．５０％　年７．５０％ 年１０．００％　年１４．００％ （1）審査により年３．２５％でお取扱いできない場合は、その他の金利で同時審査させていただきます （2）審査結果により融資利率は異なります
７．お持ち頂く書類	（1）本人確認資料 運転免許証（運転免許を取得していない方は健康保険証またはマイナンバーカード等） ※健康保険証の場合は、健康保険証＋住民票または現住所記載の公共料金・社会保険料の領収書（お申込人本人宛に限ります） （2）源泉徴収票、市県民税課税証明書など所得（年収）を証明するもの ※ご融資金額　３００万円超の場合は必要となります
８．ご返済方法	毎月元金均等、または元利均等返済 ・ボーナス時増額返済のお取扱も可能です（６ヵ月毎、ご融資金の５０％以内） ・約定返済日は、毎月６日・１６日・２６日に限らせていただきます ※元金据置（６ヵ月以内）のお取扱も可能です
９．保証会社	一般社団法人しんきん保証基金
10．保　証　人	原則必要ありません ※保証会社が必要と認めた場合は、保証人が必要となる場合もあります
11．担　保	必要ありません
12．手数料・保証料	（1）ローン実行手数料３３０円 （2）保証料は必要ありません（金利に含まれております）

杜の都信用金庫

しんきんフリーローン（2／2）

13. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	(1) 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業部店またはお客さま相談室（８時３０分～１７時、電話：０２２－２２２－８０７６）にお申し出ください。 (2) 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：０３－３５８１－００３１）、第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８）、第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：０３－３５１７－５８２５）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）―もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所（９時～１７時、電話：０３－３５１７－５８２５）にお申し出ください。
14. そ　の　他	※その他、詳しくは窓口までお問い合わせください

杜の都信用金庫